

平成24年 6 月15日 開会

平成24年 6 月22日 閉会

(定例第3回)

南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第36号

平成24年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月28日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成24年6月15日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	石 上 良 夫君
井 田 章 雄君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	足 立 喜 義君

○応招しなかった議員

な し

平成24年 第3回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成24年6月15日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月15日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第3号 平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第44号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第8 議案第45号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第48号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第3号 平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第44号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第8 議案第45号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及

び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理
に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

日程第9 議案第46号 南部町営住宅条例の一部改正について

日程第10 議案第47号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第48号 平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	芝田 卓巳君
		書記	岡田 光政君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	田中 耕司君
総務課長	加藤 晃君	財政専門員	板持 照明君
企画政策課長	谷口 秀人君	地域振興専門員	長尾 健治君
税務課長	畠 稔明君	町民生活課長	仲田 磨理子君

教育次長	—————	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	——	野 口 高 幸君
病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	—————	伊 藤 真君
福祉事務所長	—————	頼 田 光 正君	建設課長	—————	頼 田 泰 史君
上下水道課長	—————	谷 田 英 之君	産業課長	—————	仲 田 憲 史君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） おはようございます。平成24年6月定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

国政におきましては依然混乱の中にあり、また、近隣諸国との間にも数々の摩擦が生じており、日本の今後についてを考えると、憂いを否定できません。党利を越え、日本にとって、今一番大切なことは何なのかということを考えて、日本丸のかじ取りをしていただくことを切に望みます。

議会におきましては、前3月定例議会から議員全員をもって議案を審議する方法に改めております。議員全員をもって、より詳細に審議をすることにより、より住民目線に立った審議を行うべく努めてまいります。

また、選挙まで残り半年を切った南部町議会議員一般選挙において、議会議員が責任と高い倫理観をもって議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めるべく決議を行うこととしております。

本定例議会におきましては、規約の変更に関する協議1件、条例の制定及び一部改正2件、補正予算2件について御審議をいただく予定としております。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございしますが、町民の要望にこたえるべく提出されております諸議案に対しまして、慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

町長、坂本昭文君。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議会活動を通じまして町政の推進に何かと御尽瘁をいただいております。おかげさまで3月議会以降本日まで、町内には大きな事件も事故もなく順調に町政は推進をされておりますことを、ここにうれしく御報告を申し上げます。

とはいえ、4月の8日に高姫の方で家の裏の火災が発生をいたしまして消防団が出動いたして

おります。大きなことにはならず安堵したところでございます。

この間、出生された方が22名、また、お亡くなりになった方が42名ございまして、5月末人口が1万1,625人と微減傾向に推移をいたしております。高齢化率は30.27%ということになっております。それぞれの皆様の健やかな御成長と、そして、心からなる御冥福を、本議場を通じてお祈りを申し上げる次第でございます。

本定例会には、一般会計の補正予算など5議案提案をし、御審議をいただくわけでございますけれども、いずれの議案についても町政の推進にぜひとも御賛同いただきたい議案でございます。よろしく御審議を賜りまして御賛同をいただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、3月末で退職者がございまして、4月1日付で人事を行っております。ここにも新しい新任課長が上がっております。初めての定例会を迎えておりますので、ひとつ、お手やわらかにお願い申し上げましてごあいさつにかえます。よろしくお願いいたします。

午前11時00分開会

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成24年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

5番、景山浩君、6番、杉谷早苗君。

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 行政報告

○議長（足立 喜義君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。災害時における相互応援協定の締結についてでございます。

災害時における相互応援協定を 4 月 13 日に鳥取県岩美町と、5 月 29 日に広島県尾道市と、いずれも知事公邸において平井知事に立ち会っていただき、岩美町からは町長、副町長、教育長、尾道市からは市長、総務部長に出席いただき締結いたしました。当日は報道も多く来られており、災害に対する取り組みについての関心が高いことを感じました。

本町では、以前より災害時における物資の供給や職員の派遣など、応急対策のための自治体間の応援体制について、平成 8 年 3 月に鳥取県及び県内全市町村と、また、平成 18 年 4 月には高知県佐川町とも締結していますが、昨年の東日本大震災や異常気象などを見ますと、自治体間の広域的な相互応援連携をより強くしていく必要性を感じていたところでもございました。このようなことから距離的にも、また、災害の種類からも同時被災をするおそれが少ない複数の自治体と相互応援協定を結べないかと模索していたところですが、県内では岩美町に、県外では尾道市にお話をさせていただいたところ、大規模災害に備え遠隔地との相互応援協定を締結することは、より一層の災害対応力の強化につながるものと期待できるなどとの理由により、御賛同いただきまして協定の締結に至ったものでございます。これにより、一方の自治体が被災した場合においても、自治体間の地理的なメリットを最大限に生かした迅速かつ的確な応急措置などの支援などが可能になると期待するものでございます。そして、連携強化により、お互いの防災力の向上が図られるものと思います。

また、行政の規模は異なりますが、岩美町は岩美病院、尾道市にはみつぎ病院など、公立病院を持つなど共通点があり、この協定を契機に多方面で交流が深まることを期待しているところでございます。以上、行政報告といたします。

日程第 5 諸般の報告

○議長（足立 喜義君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに議長より報告をいたします。第37回全国町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

去る5月29日、30日に、東京都で第37回町村議会議長・副議長研修会が開催され、井田副議長とともに参加をいたしました。

1日目は、町村議会活性化事例として、「わが町の議会活性化の取り組み」と題して埼玉県嵐山町議会議長より発表がありました。次に、「今後の町村議会のあり方と自治制度」と題してシンポジウムがあり、その中で地方自治法の一部改正する法律案の概要の説明がありました。地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため議会の会期及び招集議会と長との関係、直接請求制度について必要な改正が行われるものであります。そのほかとして、現在全国的に議員への立候補が低調であることから、議員報酬と議員活動についてさまざまな角度から議論がなされました。

次に、2日目は、「日米文化比較論」東日本大震災後の頑張りニッポンと題して、山形弁研究家のダニエル・カール氏による講演があり、最後に「議員の健康管理術」免疫力を高める生活のすすめと題して、人間総合科学大学教授・東京医科歯科大学名誉教授、藤田紘一郎氏の講演がありました。教授の専門は寄生虫学、熱帯医学、感染免疫学で、寄生虫とアレルギーとの関連を疫学及び免疫学的に幅広く研究しておられるユーモアたっぷりの講演でありました。

以上で、第37回町村議会議長・副議長研修会の報告を終わりますが、資料につきましては議員控室に閲覧に供しておりますが、二、三日前に届きました「議会人」にはこのときの写真が2面に載っております。以上、私からの報告は終わります。

次に、選挙事務問題調査特別委員会、井田委員長から報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○選挙事務問題調査特別委員会委員長（井田 章雄君） 選挙事務問題調査特別委員会委員長の井田でございます。選挙事務問題調査特別委員会について御報告いたします。

本委員会につきましては、平成20年12月16日設置以来、多数開会してまいりました。

さて、4月20日に総務省選挙部管理課から課長補佐においでいただき、「政治活動と選挙運動」という題で講演をいただいたところであります。

まず、法的な見地から政治活動、選挙運動、事前運動の禁止、文書図画に関する規制、選挙管理委員会の役割などについて説明を受け、その後、実際にあった裁判例及びその背景をわかりやすく説明をいただきました。

選挙は人類の長い歩みの中で勝ち取ってきた民主主義の基盤中の基盤であり、選挙違反、不適切行為の発生は当該候補者のみならず、支援者、ひいては町民の民度が問われるリトマス試験紙であります。南部町全体で公正公明、かつ、明るい選挙の推進が必須であります。

この問題の重要性にかんがみ、5月28日に選挙事務問題調査特別委員会を開催し、本年10月に執行予定とされる南部町議会議員一般選挙が、公職選挙法及び関係法令にのっとって適切にされるよう、南部町議会議員による公職選挙法遵守に関する決議について検討を行っております。

現在、本決議を行うべく進めているところであります。よろしくお願いいたします。

以上で報告といたします。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 続いて、南部町議会から派遣しています……（「議長」と呼ぶ者あり）
特別公共団体議会の報告を求めます。

南部箕蚊屋広域連合議会臨時会の模様を細田元教議員より……（「議長」と呼ぶ者あり）

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 今、私がしゃべってます。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

9番、細田元教君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 広域連合議会の報告をいたします。

5月17日に南部箕蚊屋広域連合臨時議会を開きまして、監査員さんの任期が満了いたしましたので、監査員さんの再任と行政調査の日程変更に伴う議題がありまして、それに対する臨時議会を行いました。

補正予算については若干ですが、システム改修等がありました。以上、報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、報告第3号、平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。報告第3号、平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

はぐっていただきまして、平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。2款総務費、項では戸籍住民登録費でございます。事業名、住民基本台帳ネットワークシステム改修事業。金額が2,084万3,000円、このうち翌年度繰越額が2,084万3,000円。この内訳でございますが、すべて一般財源でございます。

以下、15事業ありまして、合計16事業でございますが、予算総額でいきますと3億880万8,000円。翌年度繰越額が2億9,033万5,095円、既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源が2億1,433万7,850円、一般財源が7,599万7,245円でございます。これにつきましては、3月補正及び専決で承認いただきました額と同額となっているものでございますので、よろしくお願いたします。以上、報告申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 以上で報告第3号、平成23年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第7 議案第44号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第44号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第44号でございます。鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議について、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づく日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が平成24年7月の9日に施行されることとなりました。それによりまして外国人登録制度が廃止をされ、新たに在留管理制度がスタートすることとなりました。それに伴いまして広域連合規約中、外国人登録原

票の文言を削除することとなったことから、鳥取県後期高齢者医療広域連合長より規約変更の協議があったものでございます。

内容は先ほど言いましたように、別表3のところの備考で外国人登録原票という表現が削除される。また、2項におきましても同じく、外国人登録原票という文言が削除されるという内容のものでございます。

施行期日でございますが、平成24年の7月9日から施行するというので、2としまして経過措置がございます。この規約による変更後の別表第3の備考1及び2の規定は、平成25年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例によるという経過措置が定められてございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは外国人登録原票で、これまでそれが後期高齢者医療制度の広域連合の人口のもとになっていたという旧規約ですね、それはちょっとその入国管理法との関係が少しよくわからないんですよ。旧規約が外国人登録をしていた人たちを含めていた。それを今回改正するもとなる大きな考え方ですかね、その辺のことをわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。このたびの分で外国人登録法が改正されてきて、これがなくなってきて住民基本台帳法の方で外国人も登録をされるということになります。ですから、従来の外国人登録制度そのものがなくなってしまいます。今度は住民基本台帳法の方で登録されますので、人口の把握に際して、今までは住民基本台帳の人口プラス外国人登録の人口ということでその町村の人数を確認しておったわけでございますが、それが今後、住民基本台帳法の中の人口だけで確認できることになりますので、そのことになっております。よろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） もう一つだけ確認させてください。旧規約であった人たちは、この保険制度に加入はしてなかったんでしょうか、してたんでしょうか。

それと、その新旧との比較はどうなっているのかということを確認させてください。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。外国人登録をされている方は住民と数えていましたので、今までも加入しておられましたし、これからも加入しておられます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 1点だけお聞きします。施行の期日が7月9日、非常に忙しいあれですけど、本町で該当される方は何名ぐらいおられるのか、その1点だけお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 7月末の外国人登録をされておられる人数は79名おられますので、後期高齢者の人数はちょっと把握しておりませんので、申しわけありません。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今現行、動いている制度なわけですけども、今の政府、民主党は政権公約で国民に約束したんですね、この早期廃止をですね。それで、日本共産党も当然……。この根本的は矛盾というのは何度も言いますが……。保険制度と言いながら……。（発言する者あり）75歳以上の方たちだけをその保険の対象として、それで、何が矛盾かといいますと高齢者がどんどん、南部町でも先ほど高齢化率が上がっていくという話が出ましたけど、町長から。高齢化すればどうしても医療にかかって医療費の高騰は当然ふえていくわけですね。（発言する者あり）先日の国会を見ておりましたら、2020年になりますと現行保険料の倍というような試算も出ているようであります。（「議長、これ関係ない」と呼ぶ者あり）私は、本当にこれから将来安心できる医療保険制度を国民全体でつくっていくというところから見ますと、この制度の矛盾ははっきりしていると思います。そういうところから見て規約の一部ですけども、やっぱり容認できないということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今の植田議員が言われましたけど、これは制度の中身の、広域連

合の、後期高齢の条例の一部改正の案件でございます、本体の全部の話ではありません。もし、これを反対すれば、この外国人登録された方はできんやになっちゃいます。今まで原案では、外国人登録の人も私たち一般の人も一緒になって保険適用になっておったのが、これが、あなたのように反対すればこれ何もできんやになっちゃいます。そのようなことでありますので、一切関係のないことを言われてこれに反対討論される自体、私はおかしいと思う。今回は、この一部改正する規約は外国人登録といって今までやっておったのも、在留管理法制度に変わって、今までどおりすべてのこの住民の前の今度は45号に出てきますけど、印鑑条例とかいろんなものに今までどおりできるという案件でございますので、賛成すべきだと思っております。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 から 日程第11 議案第48号

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第45号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、（サイレン吹鳴）日程第11、議案第48号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第2号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第45号から日程第11、議案第48号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

議案第45号。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第45号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管

理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてでございます。

次のとおり住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例は、先ほど申しましたように当該法律の施行によりまして、外国人登録法が廃止されることとなります。また、外国人住民に日本人と同じく住民基本台帳法が適用されることとなり、外国人住民の利便性の向上及び市町村事務の合理化が図られることとなりました。それによりまして、次の6条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、1点目でございますけれども、これは南部町印鑑条例につきましてでございます。第2条の登録資格の条文中、外国人登録法を引用する記載を削除をしまして、また、第5条では、外国人住民の通称を用いた印鑑の登録を可能とするなどの所要の改正を行うものとしております。

2点目には、南部町手数料徴収条例で別表中、外国人登録に関する証明手数料の規定の削除を行うものでございます。

さらに、南部町児童福祉手当支給条例、南部町公共下水道条例、南部町農業集落排水処理施設条例及び南部町浄化槽施設設置条例の改正につきましては、それぞれ外国人登録法を引用する条文について、その引用する記載を削除する改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、平成24年7月9日といたしております。

詳細の説明は省略させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第46号でございます。議案第46号、南部町営住宅条例の一部改正について。

次のとおり南部町営住宅条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案につきましては、公営住宅法の一部改正によりまして、同居親族要件の義務づけが廃止となりました。これまで政令で定めておりました老人等以外の方も単身入居が可能となったことに伴いまして、本町におきましても一部の町営住宅について単身入居が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしておりますので、よろしく御審議の

ほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 議案第47号。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君）

議案第47号

平成24年度南部町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,579,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月15日

南部町長 坂本 昭文

平成24年6月 日

決 南部町議会議長 足立 喜義

そういたしますと、8ページをお開きください。今回の補正予算の主なものでございますが、総務費の方で家庭用燃料電池導入促進事業がございます。これはLPガスから水素を取り出して発電と給湯を行うようなものでございます。これに対する補助金を120万円計上しております。

それから、その下の方ですが、コミュニティ助成事業ということで……（発言する者あり）最終的にもう一度しますが、大きなものということでまず御説明を申し上げます。（発言する者あり）17地方自治振興費でございますが、コミュニティ助成事業でございます。これは除雪機を各振興区の方、15台分計上いたしております。これはコミュニティ助成事業の方に応募いたしましたところ当選ということになりまして、750万予算を計上するものでございます。

それから、民生費の4高齢者福祉でございますが、地域生活支援システムモデル事業ということで、これは地域住民が主体となって空き民家などを利用して高齢者の住まいの確保、あるいは医療、介護のサービス等を行うものでございます。東西町地域振興区の方で実施ということを予定されております。

その下の衛生費の方、健康増進費でございますが、ライフサイエンス推進事業ということで、

アミノインデックス事業が好評でございまして予定数を上回った申し出がございましたので、追加分を補正するものでございます。（発言する者あり）はい、わかりました。済みません。

そういたしますと、まず歳出の方でございます。8ページでございます。主なものでいきたいと思います。総務費、総務管理費でございます。一般管理費の方といたしまして、218万2,000円を増額いたしまして、4億2,962万9,000円とするものでございます。これは非常勤職員の報酬ということで、総務課の方で1名追加する関係でお願いするものでございます。

それから、4目のCATV管理費でございますが、106万円の増加で、4,725万1,000円とするものでございます。これはCATV施設管理ということで定点カメラ、それから、編集機等の修繕が必要になりましたので、その分の工事費が主なものでございます。あと、電柱移転がありましたので、その分の移設に係る費用でございます。

16目企画費でございます。120万円を増額いたしまして、4億1,128万4,000円とするものでございます。これは先ほど説明いたしました家庭用燃料電池導入促進ということで、LPガスの方から水素を取り出し発電と給湯を行うということで、これに対する補助金で5基分でございます。

次の17目地域自治振興費でございます。この中でコミュニティ助成事業、これは宝くじの方でございますが、振興区の方が申請をされまして3振興区15台分が採択となりましたので、その予算でございます。

済みません。先ほど議会費の方、落としておりましたので申しわけございません。戻りまして、1款議会費の1目議会費でございます。224万6,000円を増額いたしまして、8,777万8,000円とするものでございます。これは主に非常勤職員を1名雇用する関係でふやすものでございます。

そうしますと、下の方に下がりまして、9ページでございます。民生費でございます。2目の障がい者福祉費でございます。333万2,000円を増額いたしまして、2億5,076万1,000円とするものでございます。この分、主なものといたしましては難病疾患等居宅生活支援事業ということで、ホームヘルプサービスの方の委託料を増額するものでございます。それから、その下の臨時特例基金特別対策事業でございますが、これは昨年まで3年間の時限立法で行っておりましたが、これが1年間延長されたことに伴いまして今回補正予算をさせていただくものでございます。

次、4目の高齢者福祉費でございます。地域生活支援システムモデル事業ということで、先ほど申しましたが、地域住民の方が主体となって空き民家などを利用して高齢者の住まいを確

保するとともに、医療、介護のサービスを行い、地域で暮らす高齢者を支える事業でございます。東西町地域振興協議会の方で計画をされておりまして、1,400万円の補助金をお願いするものでございます。

次に、児童福祉費の方は省略させていただきまして、衛生費でございます。3目の健康増進費でございます。300万円を増額いたしまして、6,223万円でございます。主なものはライフサイエンス推進事業ということでございまして、アミノインデックス事業が大変好評でございまして予定数を越えた申し込みがございましたので、200人分を追加するものでございます。300万円でございます。

次の農林水産業費でございますが、農業総務費でございます。公用車の修理が必要になりましたので、19万1,000円を増額させてもらうものでございます。

はぐっていただきまして、10ページでございます。農業施設費でございます。主なものは、これは修繕工事が主になりますが、トレセンの方は雨漏りで80万9,000円、それから、えぶろんの方は網戸の修繕、バンガローは下水の詰まり対応、農村公園等の管理事業につきましては強風によるフェンスの被害ということで、これを修繕を予定しております。186万5,000円を増額いたしまして、2,838万9,000円とするものでございます。

農業振興費でございますが、67万5,000円を増額いたしまして、1億714万6,000円とするものでございます。これは葉たばこを作付されてる農家が今回全部葉たばこをやめられました。その関係で、葉たばこ農家がほかの作物をつくるに当たりまして必要な機械を補助するものでございます。

次の地域物産販売所事業費でございます。19万5,000円を増額いたしまして、529万1,000円とするものでございます。これは野の花にシロアリ被害が発生しましたので、それを駆除するものでございます。

続きまして、林業費の方でございます。林業振興費でございます。主なものは森林整備地域活動支援推進事業ということで、森林経営計画を5地区分作成するというもので100万円。それから、台風12号の被害ということで、牛子山線でございますが、この復旧作業ということで131万9,000円を計上いたしております。321万9,000円を増額いたしまして、5,033万4,000円でございます。

続きまして、6款商工費でございます。観光費、緑水湖周辺教育文化施設管理事業ということで、これは雨漏り修繕の費用でございます。34万7,000円を増額いたしまして、3,226万6,000円とするものでございます。

7 款の土木費でございますが、道路新設改良費でございます。主なものは町道鎌倉線改良工事ということで、これは工事箇所がオオサンショウウオの生殖地ということでございまして、その調査が必要になったということで、225万2,000円を計上するものでございます。合計いたしまして254万1,000円を増額いたしまして、1億3,834万8,000円でございます。

9 款教育費でございます。事務局費でございますが、42万円を増額いたしまして、8,030万円とするものでございます。これは学びと指導の創造事業ということで、事業改革のための視察、それから、外部講師の招聘ということで予算を上げさせていただいております。

続きまして、学校管理費でございますが、24万1,000円を増額いたしまして、6,914万6,000円とするものでございます。これは会見第二小学校の標識看板が風で壊れましたので、その修繕を行うものでございます。

続きまして、その下方でございますが、体育施設費でございます。81万9,000円を増額いたしまして、813万8,000円とするものでございます。これはグラウンドのバックスクリーン及びフェンスが4月の風によりまして壊れましたので、その修繕を行うものでございます。

12 ページになりますが、学校給食費でございます。55万9,000円を増額いたしまして、1億2,078万3,000円とするものでございます。主なものにつきましては学校給食食育推進事業ということで、学校の食育を推進するために視察、あるいはパンフレット等を作成する費用でございます。

そうしますと、歳入の方に戻っていただきまして、6 ページをごらんください。まず、分担金及び負担金でございますが、農林水産業費負担金でございます。地域物産販売所管理委託負担金ということで、先ほどの野の花の修繕ということで負担金を一部いただくものでございます。9万8,000円を増額いたしまして、264万5,000円でございます。

14 款の国庫支出金でございます。民生費国庫補助金でございます。これは予算の組み替えとなりまして、セーフティネット支援対策等事業費補助金を障がい者福祉費補助金の方から生活保護費補助金の方に組み替えるものでございます。30万7,000円増額いたしまして、1,148万8,000円とするものでございます。

15 款県支出金でございます。総務費の県補助金ですが、80万円を増額いたしまして、6,519万4,000円とするものでございます。これは先ほどの燃料電池の導入の関係で県からの補助金をいただくものでございます。

それから、民生費の県補助金でございますが、1,157万4,000円を増額いたしまして、

9,024万7,000円とするものでございます。この主なものにつきましては障がい者福祉費補助金ということで、臨時特例基金特別対策事業補助金の方が175万2,000円来ておりますので、そっちの方を増額させていただくものでございます。それから、高齢者福祉費補助金ということで、先ほど申しましたが地域生活支援システムモデル事業ということで、900万の方を県の補助金からいただくものでございます。

農林水産業費県補助金でございますが、289万1,000円を増額いたしまして、1億5,273万4,000円とするものでございます。葉たばこ耕作農家の品目転換に係ります機械購入費等の補助ということで、45万円。それから、森林整備地域活動支援交付金ということで、75万円。台風被害ということで、79万1,000円。緑の産業再生プロジェクトの事業補助金で、90万円をいただくものでございます。

教育費の県補助金でございますが、事業改革のための講師派遣ということで、42万円の補助金をいただくものでございます。42万円の増額で、763万1,000円とするものでございます。

次、7ページでございますが、県支出金の総務費の委託金でございます。これはちょっと省略させていただきます。

次の教育費の県の委託金ということで、学校教育の委託金でございますが、50万を増額いたしまして、106万6,000円とするものでございます。これは学校の食育推進事業を進めるということでいただくものでございます。

あと、繰越金につきましては歳出に対する一般財源部分として、繰越金の方から2,201万1,000円を増額いたしまして、3,701万1,000円とするものでございます。

20款の諸収入につきましては雑入ということで、コミュニティ助成事業補助金でございますが、除雪機の方750万を増額いたしまして、1億858万4,000円といたすものでございます。

最終ページ、13ページでございますが、給与費明細書をつけております。今回の移動部分は特別職のところ、その他の特別職2名増員となっております。報酬につきまして、376万8,000円でございます。これは非常勤職員、総務課と議会の分ということで2名ふえましたので、この分を計上させていただいてるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。議案第48号について説明をいたします。

議案第 4 8 号

平成 2 4 年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 4 年度南部町の建設残土処分事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 6 月 1 5 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 4 年 6 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 足 立 喜 義

4 ページの事項別明細書の方をごらんください。歳出でございます。総務費、1 目一般管理費になります。内容は修繕工事でございます。残土処分場の周りに設置しております排水溝がちょっと破損しましたので、それを修繕する費用として 8 9 万 3, 0 0 0 円を補正させていただいて、合計を 2 4 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入の方です。歳入は、基金繰入金を 8 9 万 3, 0 0 0 円補正させていただいて、合計を 2 4 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は午後 1 時であります。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 0 2 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

午前中に提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては議事の進行上、議案順に、また、ページ及び項目を明示されるよう望みます。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。詳細な個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

初めに、議案第45号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第46号。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 新旧対照表の10ページです。ここに真ん中から少し下の方に、町長は、入居の申し込みをした者が病気その他特別の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確認しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申し込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。させることができるということになっているんですけども、これは町営住宅の入居にかかわる条例ですが、町政全般にわたってこういう町民の安全とか見守りといいますか保健指導、そういうかかわりの中で、この町営住宅のこの項目をどういうふうに理解すればいいのかということを総括的にお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 総括的なということなんですけども、その意に合うかどうかはちょっと疑問なんですけども、これはあくまでも住宅に入居されるときに調査をしますということ、県の住宅条例の方の文書に合わせた形でここに上げたということをございまして、言われるような総体的にどうだというようなことまでの配慮ということで上げてるものではないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 県の条例に倣ったということですけども、やっぱりそういう消極的といいますか、やっぱり町民がそこに住居を置いておってそこに必要な家賃などを徴収する際に、その都度都度いろんな状況がわかれば必要な部署に伝達するとか、そういうことは当然あってしかるべきではないかと思うので、その点を確認したかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。入居の条件等の調査で他部局に問い合わせ等、もちろんしないといけない場合にはもちろん行っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第47号。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） この説明資料の5ページ、燃料電池システムの件で。燃料電池車、いわゆる水素ボンベ積んで水素から動力を出すというのはわかりますけど、LPガスから出すということで以前からあったかもしれませんが、私は初めてなもので、これの何かカタログとか資料とかがあったら委員会に提出してほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。ホームページなどでも仕組みなどがわかりますけども、委員会の方で説明資料として提出させていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私もこの説明資料の方に基づいてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

まず、3ページなんですけど、ここに非常勤職員の雇用ということで事業名が載ってますね。私は、ここで総務課の方で一般事務員の非常勤職員として雇用するということなんです。理由としては、これ日常的なものでないかと思うんです。文書の受理だとか整理、各課への配布とか郵送料、これ期間的なことなら非常勤の職員で一定期間の雇用で仕事がおさまるんじゃないかと思うんですが、私がお聞きしたいのは、これ通常、毎年同じような業務があるのではなかろうかと思うんです。もしそうであれば、やはりしっかりとした雇用をすべきじゃないか、しっかりとというのは正職員で充てるべきではないかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。考えとしてですね、町の。

それから、先ほど石上議員が質疑をかけられたんですが、これ新規事業なんです。本町では、私は、いわゆる国の方で原発の関連からいろんな再生エネルギーをするんだということで、本町では太陽光を積極的に支援するということなんです。今度、この方法の位置づけとしてどういうぐあいにとられておられるのか、柱としてやられるのかという町の方針ですね、どうなのかということをお聞きします。

それから、15ページのことをお願いしたいんですが、これも臨時特例基金でやるということで、一つは、障がい者や障がい児の自立とか、施行に伴う激変緩和のことでやるんだということ

で。それで、今年度の目標ということで事業者に対する云々があって、西部9市町村で共同実施するというぐあいに載ってるわけなんですね。この法律というんですか、この体制というか、国の方針が1年間延長されたんで、それでこれをやるんだと。9市町村が共同で実施するということなんです。これは今の政府がころころころころ方針が変わるんで、ずっと継続されたら、この延長がずっと延長延長ということになればいいんだけど、もしこれが国はもう延長しませんと、24年度限りですと、25年度からはもうやりませんということになれば、これを利用されている方が、該当者の人も困られると思うんですよ。今後、町は、この補助金が出てますね、175万2,000円、この金額をやはり南部町としてもまたこれを予算立てして後年も、国がもし延長やめたら引き続きやりたいという町長の考えでしようかということ、この3点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。説明書の3ページの非常勤職員の件でございますが、議員が言われますのは恒常的にある仕事であるから正職員を雇えばいいということですが、それにこしたことはないと思いますが、現在の類似団体等の関係で職員の人数というものがまだうちは多いということで、今までずっと削減を図ってきたという経過がございます。今回、非常勤職員を一般職の非常勤職員、事務職でつくったわけでございますが、それはそういう中で、なおかつ必要なところである程度の経験を持ちながらしてもらおうということをつくったわけでございます。それに該当するではないかということでございます。最大3年間という期間でございますので、ある程度習熟された中で業務をやっていただけると。今まで職員がしてた業務に近い形で責任を持ってやってもらおうということをしておりますので、そういう制度をつくりましたので活用させていただくということで、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。5ページの家庭用燃料電池の促進の事業でございます。町の方針はということでございます。このものにつきましては国や県の補助金というんでしょうか、助成制度ができたということから、町もこれに上積みの支援を行うものでございます。環境自治体の本町といたしましても新エネルギー計画に基づきまして、これはエネルギー効率もよいという観点から、あわせてこのたび支援制度を設置をさせていただくように考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。臨時特例基金の特別対策事業につ

きましたの御質問でございますけども、1年間延長されたことにつきましては、この事業自体が旧法から新法に移行するための事業所の運営を安定するための、移行のための措置という部分と、それと、あとは障がい者施策の充実を図るための部分と、2つございまして、今、亀尾議員の御質問の部分につきましては、新体系が定着するために支援をする部分ということでお伺いしておりますけども、そこにつきましては、今、障がい者総合支援法の方に移行する状態でございます。基金自体が来年以降も移行するかどうかいうことははっきりしておりませんが、その部分につきましては新法の方で担保されるような方向で動いているというふうに理解しておりますので、今後もそういう施策については推進していく方向で検討しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましたので、再度お聞きするんですが、先ほど総務課長、この業務ですね、文書の関係はことに限ったことではない、今後ずっと恒常的にあるということで確認して、そういうぐあいに理解してよろしいのでしょうかということ。

それから、エネルギーのことなんですね、5ページのことなんですが、先ほど企画課長から答弁がございました。国の方でそういうことをやるんでこれをやると、本町でも取り組むということですが、私が聞きたいのは、太陽光では非常に長い経験というんですか、事業支援をやられてから何年もたつんですね。このLPガスの方ですね、これについてはとりあえず……。とりあえず言ったら語弊がありますね、試行的にやってみて効率がよかったらとか、あるいは希望者があたら続けようというのか、あくまでもこれは今後の柱として町の施策として取り組むということなのかということ、なかなか難しい答弁だと思いますけども、今考えておられる時点のことを答弁お願いしたいんです。

それから、所長の方から答弁がございましたね、15ページの関係ですが。私は、激変緩和ということをやっているんですけども、新法に移行するということなんですが、私が非常に危惧するのは、今、国会でも右往左往といいますか、なかなかやるんだということがこれが消えてみたり、今まではやらないというようなことを言っとったのを突発的に起こってみたりするんで、これは激変緩和で新法ができたならそれなりの対処もあると思うんですけども、しかし、今わかりませんので、もし新法になかなか移らないけども激変緩和のことはこれ打ち切りますよということになったと仮定して、やはりこのような支援を今後も補助金がないけどもやるのかどうなのかということ、一定の考えというんですか基本的な、これがどうなんだろうということ、これを再度お尋ねします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。この業務につきましては今後もあるかというところでございますが、今、いろいろ電算が入って文書管理システムとかありますが、やはり来た文書のことがありますし、郵便のことがございます。あと、庶務の関係でやってるものがございますので、なくなっていくものではないと考えております。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。家庭用電池エネルギーの、これが柱になるかどうかということでございますが、自己負担も今の機材をそろえればいかに国や県や町の補助金があったとしても、試算をここにしておりますが、本体価格で設備が合わせますと210万というようなものを例示をしておりますし、国や県や町の補助金を合わせましても94万で自己負担額が116万というような、あくまでもこれ試算でございますけど機材によってはまた多い少ないがございますが、そういった自己負担もかかりますので、柱にこれからずっとなるかということにつきましては、まだ試行的な段階だというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。激変緩和措置についての御質問ですけれども、ちょっと説明が不足しておりましたけど、この激変緩和措置は障害者自立支援法に基づいて、旧体系から新体系に移行するための事業所の運営の安定化を図るための激変緩和措置でございます。それにつきましては、次の新法の総合福祉法に動いた場合の激変緩和措置とはまたちょっと違いますので、今のところでいいますと、これが新法に移行しない場合は国としてもつなぎの法律をつくってきちんと対応していただけたらと思っておりますけれども、もしそういうものがない場合につきましては、南部町だけの利用者があるという話ではございませんので、鳥取県とか西部管内の市町村と協議しながら対応していくような格好になると思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 説明資料の16ページです。地域生活支援システムモデル事業ですが、1,400万円が全額補正ですけれども、この計画を具体的に説明をしていただきたいということです。

それから、次、23ページです。バンガローの下水が詰まったということなんですけれども、こ

の原因ですね、経年劣化とは言わないでしょうけれども、経年の管にたまった汚物でしょうか、私、使用頻度と関係があるのではないかと、ちょっと専門的なことはわからないので、そういうきちんとした対策ができるものなら原因と対策ということで教えていただきたい。

3つ目は、27ページです。森林整備活動支援事業ですが、西部森林組合が事業主体になって今年度計画をされているということなんですけども、全体像が少し見えてこないのので、18ヘクタールの計画と、それから、これからどういう展開を考えておられるのかについて、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。16ページの地域生活支援システムモデル事業について具体的な案説明ということでございますけれども、現在、東西町振興協議会の方で御検討いただいております、今、どの空き家で対応するかというところまでは決まっておりますけれども、詳細については決まっておりません。ということで、今回予算をしました経緯として地域コミュニティホーム事業は3年間、そして、その下、居場所づくり事業は2年間の補助ということで予算計上をしております、いずれも最大限の予算というところで、今後、詳細な計画が決まりましたら、また補正で減額していくような格好にはなると思いますが、現在は具体的にどこまで行きついていないもので、対応できるような県の枠の限度額いっぱい予算化させておるものでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。ごめんなさい。

産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 失礼いたしました。産業課長でございます。まず、バンガローの下水管の詰まりについて原因と今後の対応ということでございますが、まず、原因といたしましては、長年の汚れが付着をして蓄積してしまったところが原因だろうというふうに考えております。

それから、今後の対応ということですが、応急処置としてコンプレッサーで洗浄等もいたしました。しかし、やっぱりもとのところにつきましてはどうしても流れにくいという状況にありますので、このたびの補正でそういった洗浄につきましても徹底的に行って、そういった流れを除去をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これの全体像ということでございますけれども、これから森林経営計画というものを立てるということで国の方針になっております。山全体を経営をしていく、そういった視点で経営計画を立てていくわけですが、

まず、森林組合等、森林の施業に意欲のある経営体がそういった経営計画を立てられて、山の木材を間伐等を実施しながら搬出をしていくという計画でございます。といいますのが、東日本大震災の関係で木材の供給というものが全国的に実施をするという方向で進んでおります。そういったこともございまして、そういった経営計画を立て、そこに補助金を投入して間伐等で木材を搬出をしていくという展開が今後の予想される展開でございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 大分個別になってまいりましたが、委員会の方で詳細については聞き取りができますので、提案説明の全体、あるいは主要部分について本会議で聞いておきたいというような部分に限ってしていただくようお願いをいたします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） そうしますと、次、議案第48号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） お諮りいたします。上程されました議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、19日の会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、上程されました議案は、19日の会議に議事を継続いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、18日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。御苦労さんでございました。

午後1時27分散会
